

## 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人コミュニティネットワークふくい(以下「法人」という。)の役員、評議員、及び評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

### (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

報酬については、都度支給する。

### (理事長の報酬、支給の方法)

第4条 理事長(常勤・非常勤)へは第3条の規定に関わらず、別表2により報酬を支払うことができる。

報酬の支給は、毎月10日を支給日とする。ただし、その日が所定休日または金融機関休業日に当たるときは、職員給与規程第18条(給与の支払日)に準じた日とする。

### (役員及び評議員の報酬、支給の方法)

第5条 役員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

評議員会への出席等、法人本部で当該業務にあたる場合の報酬については、都度支給する。

2 評議員会が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

理事会への出席等、法人本部で当該業務にあたる場合の報酬については、都度支給する。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

評議員会への出席等、法人本部で当該業務にあたる場合の報酬については、都度支給する。

(旅費、支給の方法)

第7条 役員及び評議員が第3条、第6条、第7条にあつた場合の旅費については旅費規定により支払うことができる。

その支給は、報酬の支給方法と同じとする。

(控除)

第8条 報酬の支払にあたり、源泉徴収税、その他必要なものを控除する。

(適用除外)

第9条 事業の職員を兼務する役員および評議員選任・解任委員は、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

平成29年5月26日から実施する

平成30年6月21日一部改定

令和元年6月13日一部改訂

別表1 (第3条関係)

名称	報酬
理事会出席報酬	1回10,000円
評議員会出席報酬	1回10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	1回10,000円

別表2 (第5条、第6条および第7条関係)

名称	報酬
理事長業務報酬	月額 500,000円以内
副理事長業務報酬	月額 400,000円以内
専務理事業務報酬	月額 400,000円以内
常務理事業務報酬	月額 400,000円以内
理事業務報酬	日額 10,000円
評議員業務報酬	日額 10,000円
監事業務報酬	日額 10,000円
監事監査指導報酬	日額 20,000円